

令和6年12月（第12回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年12月10日（火）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（14名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農 政憲（次席代理）
3番	坂上 孝司	4番	里見 勝則
5番	北野 洋一	6番	松本 功
7番	西村 誠志	8番	守江 勉
9番	宮本 一義	10番	富永 芳弘
11番	下山 和之	12番	吉村 武幸
13番	吉田 一浩	14番	松本 三千輝（会長）

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について

日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について

日程第4 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について

日程第5 議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について

日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）について

日程第8 議案第5号 非農地証明について

日程第9 令和7年 第1回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

農地係長 澤田 洋子 主査 井 敦子

主査 堀田章一郎

6. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和6年第12回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

4番里見勝則委員、10番富永芳弘委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、8番守江勉委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(8番委員)

調査報告いたします。

12月3日に三井推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・田植機・コンバインを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、花で、申請地には花を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数35年、年間330日、妻が経験年数30年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、25, 256m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々申請農地も耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、守江勉委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、8番守江勉委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(8番委員)

調査報告いたします。

12月3日に三井推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・田植機・コンバインを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、大豆、小麦で、申請地には大豆、小麦を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数65年、年間300日、妻が経験年数57年、年間300日、次男が経験年数30年、年間300日、次男の妻が経験年数25年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、58,002m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々申請農地も耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号2番につきまして、守江勉委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきまして、10番富永芳弘委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(10番委員)

調査報告いたします。

12月3日に舛田推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・田植機・防除機を所有しております問題ありません。

主に生産される作物は水稻、南瓜で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数58年、年間250日、妻が経験年数52年、年間150日、長男が経験年数10年、年間100日となっています。

取得後の農地の面積については、18, 331m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号3番につきまして、富永芳弘委員より補足説明いただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、番号4番につきましては、5番北野洋一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

調査報告いたします。

11月30日に石川推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・コンバイン・田植機を所有しております問題ありません。

主に生産される作物は水稻で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数20年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、5,776m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号4番につきまして、北野洋一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、番号5番につきましては、4番里見勝則委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

調査報告いたします。

12月5日に木村推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクターを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は花で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数26年、年間150日、妻が経験年数19年、年間150日、父が経験年数62年、年間300日、母が経験年数56年、年間50日、兄が経験年数28年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、5, 437m²ですが、農作業歴も十分にあり、農業用機械も確保していることから問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします

(議長)

只今、番号5番につきまして、里見勝則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、番号6番につきましては、5番北野洋一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

調査報告いたします。

12月1日に石川推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・芋堀取機・小型耕運機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は甘藷・水稻・露地野菜・栗で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数7年、年間300日、妻が経験年数7年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、38, 696m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いまので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号5番につきまして、北野洋一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、番号7番につきましては、4番里見勝則委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

調査報告いたします。

12月5日に木村推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・田植え機・コンバインを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、ごぼう、玉ねぎで、申請地には玉ねぎを作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数37年、年間250日、妻が経験年数22年、年間100日、長男が経験年数10年、年間60日となっております。

取得後の農地の面積については、5, 658m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号7番につきまして、里見勝則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。

賃借権設定の部 番号1番につきましては、6番松本功委員に調査をいただいております。補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

12月4日に福嶋裕一推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、賃借人が公共工事の増加に伴い資材置場として利用する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力・信用について申し上げます。現場は既に資材置場として利用されており、新たに造成することはありません。今後は法令を遵守する内容の始末書が出ております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、賃借権設定の部 番号1番につきまして、松本功委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、賃借権設定の部（一時転用） 番号1番につきましては、13番吉田一浩委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(13番委員)

12月1日に吉川計幸推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、賃借人が熊本高森線4車線化工事や、木山地区の区画整理事業に伴い一時的に資材置場として利用する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力・信用については問題ありません。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、賃借権設定の部（一時転用） 番号1番につきまして、吉田一浩委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第3号説明》

（議長）

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号9番及び番号10番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

（議長）

それでは、賃借権設定の部 番号9番及び番号10番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

（委員一同）

はい。

（議長）

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますの

で、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用賃借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、

で、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第4号説明》

（議長）

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

（委員一同）

はい。

（議長）

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第5号 非農地証明について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第5号説明》

（議長）

只今、議案第5号につきましてご説明いたしました。

非農地証明の部 番号1につきましては、11番下山和之委員に調査をいただいております。補足説明をお願いいたします。

（11番委員）

9月19日に松本会長、吉田推進委員、田上推進委員、事務局と共に現地調

査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、非農地証明についての案件でございます。

申請の土地は、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が困難であり、周囲の状況から今後も農業的利用を図る計画がない土地であるため、農地法に規定する農地ではないと考えられます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、非農地証明の部 番号1番につきまして、下山和之委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第9 令和7年第1回委員会の日時について申し上げます。

次回は1月9日木曜日、午前10時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月10日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員